

## 川崎市中小企業融資制度に係る広報印刷物等広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市中小企業融資制度に係る広報印刷物等（以下「広報印刷物等」という。）への広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告主の範囲)

第2条 広告主の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 川崎市及び川崎市が出資、または出捐する法人
- (2) 川崎市中小企業融資制度要綱別表1に規定する取扱金融機関
- (3) その他経済労働局長が（以下「局長」という。）が適当と認めたもの。

(広告の範囲)

第3条 広報印刷物等に掲載広告は、広報印刷物等の品位を損なわないもので、市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、川崎市広告掲載要綱第5条及び川崎市広告掲載基準の規定を準用するものとする。

(広告掲載の決定)

第4条 局長は、第2条及び前条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。

(広告掲載審査委員会)

第5条 広告掲載が決定した広告主から提出された広告の内容及びデザイン等に関する疑義を審査し、審査結果について局長に報告するため、広告掲載審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

2 審査委員会の委員は、次の者で構成する。

- (1) 経済労働局経営支援部長
- (2) 経済労働局経営支援部金融課長
- (3) 経済労働局経営支援部金融課 融資制度担当者
- (4) 経済労働局経営支援部金融課 指導係担当者
- (5) 経済労働局経営支援部経営支援課長

3 審査委員会の長（以下「委員長」という。）は、経済労働局経営支援部長とする。

4 副委員長は経済労働局経営支援部金融課長とし、委員長を補佐するとともに委員長に事故があるときは、これを代理する。

(会議)

第6条 審査委員会の会議は、広告掲載に関して疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が召集する。

2 審査委員会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査委員会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査委員会の会議は、出席した委員の過半数をもって決する。

5 委員長は、必要があると認めたときは、審査委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 審査委員会の庶務は、川崎市経済労働局経営支援部金融課において処理する。

(事務局)

第7条 事務局は、川崎市経済労働局経営支援部金融課に設置する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は別途局長がこれを定める。

附 則 (平成21年11月11日21川経融第242号)

(施行期日)

この要領は、平成21年11月11日から施行する。

附 則 (平成22年11月24日22川経融第187号)

(施行期日)

この要領は、平成22年11月24日から施行する。

附 則 (令和4年3月14日3川経融第474号)

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。